

平成二十二年十二月三日受領
答弁第二〇〇号

内閣衆質一七六第二〇〇号

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出菅内閣における内閣官房報償費（機密費）の使用等に関する質問に対し、別紙
答弁書を送付する。

衆議院議員塩川鉄也君提出菅内閣における内閣官房報償費（機密費）の使用等に関する質問に対する

答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十二年四月二日、同月二十八日、同年五月二十五日、同年六月二十五日、同年七月二十三日、同年八月二十三日、同年九月二十一日、同年十月二十一日及び同年十一月二十二日に請求し、それに対し各一億円ずつ支出されている。

二から五までについて

菅内閣における内閣官房報償費の取扱責任者である仙谷由人内閣官房長官に確認したところ、就任当初より、内閣官房報償費の性格上、その用途等を検証するためには一年位の時間が必要であるとの認識であり、このような認識の下、本年六月十七日に策定した「内閣官房報償費の執行にあたっての基本的な方針」において、平成二十二年度における方針として、内閣官房報償費の用途等の検証に関し、「平成二十二年度において責任を持って報償費を執行する中で、その用途等を検証する。」と定めたものであることから、内閣官房報償費の用途等の検証の方針やその期間を変更しているわけではないとのことである。

六から八までについて

仙谷由人内閣官房長官に確認したところ、同内閣官房長官は、内閣官房長官就任直後に、平野博文前内閣官房長官から内閣官房報償費取扱要領に基づく支払関係書類を引き継いだとのことであるが、本年八月三日の衆議院内閣委員会において塩川鉄也議員から御質問のあったような「何にどれだけ使ったのか」という具体的な使途等については、引継ぎを受けていないとのことである。

また、当該支払関係書類の記載内容については、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたい。